

## 令和6年度沖縄県総合教育会議 議事録（概要）

### 1 日時

令和6年5月23日（木）13:30～15:00

### 2 場所

県庁6階第2特別会議室

### 3 出席者

玉城デニー知事、教育委員会（半嶺満教育長、小濱守安委員、比嘉佳代委員、大城進委員、宮城光秀委員、辻上弘子委員）

### 4 会議の概要

#### (1)開 会

事務局から、知事、教育長及び教育委員全員が出席していることが確認された。

#### (2)あいさつ

##### (玉城知事)

はいさい、ぐすーよー、ちゅーうがなびら。

本日は大変お忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

これから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「令和6年度沖縄県総合教育会議」を開催いたします。

本日の議題としては、「第三者再調査委員会における調査報告書の提言に係る取組について」協議を行うこととしています。

令和3年1月の県立高等学校生徒自死事案については、これまで第三者再調査委員会を設置して調査を行っていただいていたところ、令和6年3月に委員会から調査報告書の提出を受けております。

このような大変痛ましい事案を二度と繰り返すことのないよう、本日の会議では、調査報告書にある再発防止に係る提言に関して、協議を行いたいと思います。

また、「こども基本法及びこども大綱に基づく取組について」こども未来部から報告を行うこととなっております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ゆたさるぐとう、うにげーさびら。

##### (半嶺教育長)

教育長の半嶺でございます。教育委員会を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、知事におかれましては、教育委員会の取組に対し、日頃より格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和3年1月に起きました本事案は、教員の不適切な指導により生徒の尊い命が失われるという、絶対にあってはならないものでした。教育委員会としては、生徒を守れなかったことに対する痛切な反省のもと、これまで改善に向けた取組を進めてまいりました。

今回の第三者再調査委員会からの提言を受け、改めて教育委員会として、現在取り組んでいるもの、今後推進していくものなど、再発防止に向けた取組を整理し、とりまとめたところです。

本日の協議を通じて、「このような痛ましい事案を二度と起こしてはならない」という思いを関係者が共有し、再発防止に向けて知事と教育委員会が引き続き連携していきたいと考えております。本日は、よろしくお願いいたします。

#### (小濱委員)

小濱守安でございます。教育長職務代理者を努めております。医師としての立場から専門的な分野で意見を述べさせていただいております。よろしくお願いいたします。

#### (大城委員)

大城進でございます。元県立学校校長として勤務した経験から意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### (辻上委員)

辻上弘子でございます。今年1月から教育委員を務めております。今回初めての総合教育会議への参加となります。専門学校校長の立場、元県立学校校長として勤務した経験から意見を述べさせていただきます。

#### (宮城委員)

宮城光秀でございます。企業経営等の視点及びPTAの経験から意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### (比嘉委員)

比嘉佳代でございます。保護者及び経営者の立場から意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### (3) 議題

- ① (協議事項) 県立高等学校自死事案に関する第三者再調査委員会調査報告書の提言に係る県の取組について

- ・【資料1】 第三者再調査委員会の調査報告書（概要説明）  
説明者：第三者再調査委員会事務局長（総務私学課長）
- ・【資料2】 再調査委員会の提言に対する教育委員会の取組について  
説明者：教育指導統括監
- ・【資料3】 再調査委員会の提言に対するこども未来部の取組について  
説明者：こども未来部長

#### 【協議事項・質疑等】

##### （玉城知事）

教育委員会及びこども未来部から説明のありました取組について、協議を行っていきたいと思います。各委員からご意見ございましたら頂戴したいと思います。

##### （小濱委員）

今回の自死案件は、実は私が教育委員に就任した1月に発生し、私が最初に遭遇した一番大きな事案でございます。

今回、詳細な調査報告書をいただき、読み解いてまいりました。私としては、本事案は教育者である顧問から心理的な体罰を継続的に受けている状態であると判断いたしました。

生徒は空手部に所属して、素晴らしい成績を上げ、高校2年のときには、部員の投票でキャプテンに選ばれるほどの人材でございます。ところが、顧問は生徒以外の他の候補をキャプテンにと考えていたようです。報告書を読んでいくと、どうもその後から、当該生徒に対する対応が厳しくなっているような印象を受けました。

教育というのは、生徒を褒めて長所を伸ばしていく、これがあるべき姿だと私は考えております。残念ながら、顧問が生徒を直接褒めたりフォローする、というエピソードは報告書からは見られません。

団体戦にピンチヒッターで出場し優勝したときでさえも、褒めることはなく、演技のミスなどを指摘して、生徒を叱責すると。素晴らしい成績を上げて評価してもらえないという、非常につらい状況に置かれております。

キャプテンとして正當に評価されず、絶えず顧問からの厳しい指導・指示があり緊張した状態の中で、いわゆる支配的な主従関係という中で、非常に過覚せいといえますか、非常に緊張状態に置かれていたと。その結果として、じわじわと追い詰められていったと判断しました。

当該生徒以外に関しては、きつい言葉とか人格を非難するような指導はなかったように見られますが、よく見ていきますと、前後の学年においても、やっぱり集中的に標的にされるような部員がいた、ということが記載されています。ということは、これは児童虐待とかにおいて、兄弟がおりますと、複数の兄弟の中で1人だけが標的とされるような状況、まさにそれと私は重なりました。

私は県立病院に勤務して20年近く、子供の虐待事案の対応に関わってきました。

ほとんどの虐待事例は、被害児童の心理的ダメージが認識されています。虐待というのは、究極の子供の人権侵害で、受けた心の傷というのは、簡単に癒えることはありません。

学校教育法 11 条では、体罰は禁止ということになっています。体に傷を負わせない心理的な体罰もごさいます。こういう体罰は外見から気づくことは困難です。

回避することができない主従関係の中で、長期の心理的体罰が続き、その結果フラッシュバックを繰り返し、生徒が追い詰められ、心身に深刻な影響を与えた結果として重大な事態を招いたと判断しています。

教育委員会は、本事案発生後、部活動のあり方に関する方針の検討委員会を設置して、この改訂版を、同年 12 月に発行いたしました。部活動における暴力、暴言ハラスメントの根絶に向けた取り組みの Q & A なども記載されています。

その中で、部活や学校生活での不適切な対応を受けた場合、学校以外の相談窓口も紹介していますが、私は最も大事なことは、学校の管理職、教育委員会が不適切な対応を速やかに感知し、対応できるシステムであると考えます。

県外の事案ですが、いじめ対応に対して、現在は、子供たちが各自のタブレット或いはパソコンを持っています。タブレット等から直接ヘルプコールが発信できて、同じ内容が同時に学校管理職と教育委員会に伝わる。そして、速やかに対応していくというシステムを導入している県がごさいます。

各自が持参しているタブレット・パソコンから、不適切な対応と思われることに関して、学校管理職と教育委員会に同時にヘルプコールができるようなシステムを構築しチームで対応することが、このような事案の発生防止に繋がる安全弁として採用することを考えております。以上でごさいます。

#### **(玉城知事)**

ただいまの件について教育委員会からコメントありますか。

#### **(教育指導統括監)**

はい。本当に大事なご指摘だと思います。この相談窓口のあり方については、今、関係課と検討しているところですので、引き続き今のご意見を参考にしていきたいと思ひます。

#### **(比嘉委員)**

今回の事案に関して、保護者の立場から何年たっても取り扱うたび心が痛むところごさいます。私は読み込んでいったとき、決して二度とあつてはならないことだと感じております。

人が進化し、様々な道具がよい暮らしのために広がっています。SNS もその 1 つで、私たちの生活の一部となっております。近年その道具を使い多くの事件が起きて子供たちが巻き込まれてしまひます。

人の命を救うと同時に人の命を奪うという環境に侵されて私たち大人が追いついていけないということも事実だと思っております。今後は私たちが、子供たちがSNSを使い安全が脅かされることのないよう、学校と家庭が連携し、子供たちの命を守れるよう情報モラルの育成をしていけたらなと思っております。

またどうしても問題が起きたときには、子供も大人も「助けて」、また「助けてあげて」といえる勇気と、命の大切さの教育支援体制も大切だと考えております。

声を上げることができる環境や人との関わりについて、現実的に機能できる子供が手の届く身近な仕組みを改善していただけたらと思っております。

子供たちにとって学校が安全で安心な場所であって欲しいと、保護者として本当に切に願っております。以上です。

### (大城委員)

本件のかげがえのない生徒を失い、ご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。第三者再調査委員会委員の皆様には、これまで2年余にわたる精力的な調査・ご審議、きめ細かな調査報告書の作成に当たられたことに深く敬意を表します。

今後、教育委員会として、優先して取り組むことは何なのかを整理、検討していく必要があります。私からは、県教委への提言、本日の概要説明3ページ、県教委取り組み2ページ関連から、教職員、指導者の資質を上げる研修のあり方等に対して意見を述べたいと思います。

報告書によると、長期間にわたり体罰等、すなわち人権ハラスメントを受けていたのに、どうしてこのことを気づいてあげることができなかったのか。

ご指摘の通り、体罰等は、学校教育法第11条や、本県部活動等のあり方に関する方針等で厳しく禁止・指導されているにもかかわらず、現在の暴言ハラスメント等が県の調査で報告されていることから、一部指導者の意識改革が進んでいない状況が見られます。この不適切な指導、生徒の人権を無視した一方的な声であり、人権尊重の基本理念からも許されるものではありません。

文科省の令和4年の調査によると、体罰等が起こる場面は授業中に続き、部活動が多いとの報告がなされています。部活の体罰を背景として、勝ちたいと思う顧問の過剰な勝利を求める、勝利至上主義の考え方の存在を指摘する専門家がいます。また、勝つためには、厳しい指導も容認できるという考え方の、保護者の存在も競技団体の調査で浮かび上がっています。

部活動に関する過剰な勝利への期待の中で、過度の叱責や体罰等が生じているということです。事由としては、何回指導してもできて当たり前と思うようにはプレーができない。適切な指導がわからず、即効性のある暴力に訴えた。競争からつい感情的になってしまった、思わず手が出てしまった。ということです。

体罰をなくすためには、怒りの衝動をどうやってコントロールするのか、これが大きな課題です。1つの解決策として、アンガーマネジメントという手法があります。カッとなったときに、怒りを遅らせて冷静さを取り戻し、体罰を回避しようと

いうものです。

体罰防止策は、突き詰めていけば、教師が子供たちとの関わり方や、自分の感情や行動をどう律するかに関わってきます。教員が真に子供を思い、真正面から向き合っていこうという心がなければ、体罰はなくなりません。また、指導者が生徒とよりよい部活のあり方について、ともに話し合う姿勢も重要です。

教育委員会として、自死という悲惨なことが今後起こらないよう人権意識を高める教育を推進し、体罰や不適切な指導の厳禁を徹底するため、行政研修と校内研修、それぞれ実効的な研修、取り組みが必要です。

とりわけ、教師の個人的な感情のコントロール、生徒の関わり方の視点からは、校内研修が重要です。各学校において、校長がリーダーシップを発揮し、子供の権利条約を踏まえて、怒りの感情の対象を取り扱うアンガーマネジメント等、各学校に具体的に取り組み、並びに教師が能動的主体性を発揮できる持ち方を工夫し、教師同士の学び合いを通じた学び続ける研修を推奨したいと考えます。以上です。

#### (宮城委員)

私からは、相談体制や周知方法の改善ということで、これについては、第三者再調査委員会からも、生徒の悩み事に対する相談体制の構築、部活動の相談窓口の告知方法改善など提言がありましたが、私からは、職員が相談できる窓口を設置するという事を提案させていただきたいと思います。

本件の部活動顧問は、本事件が発生する以前にも、数度、問題を起こしておりましたが、それについて管理職等にも報告が上がっていたにもかかわらず、十分な対策がとられなかったということが見て取れます。

教員が生徒から相談を受けた場合、又は同僚の教員が不適切と思われる指導等を見かけた場合において、相談できる窓口を外部に設置する必要があるのではないかと考えます。

この相談窓口は教育委員会の内部教育委員会に置くべきか、或いはそのさらに外に置くべきか、実効性を考慮して検討していただければと思います。以上です。

#### (辻上委員)

再調査委員会報告書にございました生徒の保護、それから相談支援体制についてはまさに提言の通りであると痛感いたしました。

事件が起きたとき私は、現役の高校校長でございました。事件のことは初めて、朝の新聞報道で知ったわけですが、様々な思いがめぐって、体が震えました。生徒が自ら命を絶ったということは、すなわち教育は、弁解の余地はないと、真っ青になりました。

県教委のホームページには、「学校の主人公は生徒である」「生徒に寄り添う教育に邁進する」と掲げておりましたが、果たしてそれは本当なのかと自問自答いたしました。もちろん、すぐさま現状を把握するべく、生徒にアンケートをとりまし

た。継続してアンケートをとりましたら、把握されていなかった数々の問題が上がってまいりました。どうやって、この問題を解決したらよいのか。

現場が頼りにしているのは教育委員会でございます。教育委員会との連携。電話での相談はもちろん、班長はじめ指導主事の方々には、学校に足を運んでいただきました。確か、土日でございますけれども部活動も実際に見ていただきました。そしてその中で、「生徒ファースト」という助言がございました。

ちなみに、現在の本件高校の校長が当時の班長でありまして、所管課からは多くのアドバイスをいただき、とてもとても助かりました。

今年度、本件高校が打ち出している、相談したい先生を生徒が選べる、というのは、相談支援体制として非常に画期的であります。全県の高校でも是非とも参考にさせていただきたい。

先生方の意識変容、自分ごととして考える。そしてまた、生徒理解、生徒ファースト、生徒の人権、先生方の意識がこれまで以上に進化、そして躍進してもらわなくては困るんです。新しい時代に向けて、経験上、良いと思っけていても、常に自分の価値観を疑わなければなりません。

最後に、学校現場にお願いでございます。多様化する児童生徒、誰一人取り残さないという意味でも、校長のリーダーシップのもと、チーム学校として、子供の権利を十二分に大切にされた教育活動を継続していただきたい。再調査委員会の提言と教育委員会の取り組みを踏まえた激励とお願いでございます。以上でございます。

#### (玉城知事)

委員の皆様からそれぞれご意見をいただきましたが、教育委員会からコメントをお願いいたします。

#### (教育指導統括監)

たくさんのご意見ありがとうございました。提言にもあるように「学校教育は生徒が主体である」、その考えをしっかりと持たないといけないと改めて感じています。

生徒の可能性は、先生方の価値観を超えた可能性を生徒は持っている、と感じており、そういったものが学校教育に行かせるよう、相談体制の構築や研修の在り方など、総合的にしっかりと検討して進めていきたいと考えております。

#### (玉城知事)

今回、再調査委員会の提言を踏まえ、教育委員会及びこども未来部から具体的な取組が示されております。

教育委員会の取組の基本姿勢として示された「生徒の主体性が最大限に尊重される教育活動」これは、再調査委員会の提言の基礎にあたるものであり、学校における教育活動を行う上で最も重要な理念であると思います。

ぜひ教育委員会においては、このような痛ましいでき事を二度と起こさせないよ

う、子どもたち及び教師にとって安全・安心な居場所となる学校づくりに、「チーム学校」の体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

こども未来部の取組については、「子どもの権利尊重条例」の基本理念に則り、子どもの権利に関して更なる普及啓発活動に取り組み、県民の理解を深めていくことが肝要であると考えております。

委員会から提言のありました、こどもの権利条約に則ってということで、現在の「沖縄県子どもの権利尊重条例」の問題は、「沖縄県こどもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」という名称のとおり、例えば、第5条には県の責務の中に、「基本理念に則り、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、実施する責務を有する」とあります。県民の責務の中には、「子どもの権利の重要性に関する理解を深めるとともに、虐待防止施策に協力するよう努めるものとする」という文言がございます。このことが、こどもの権利条約の原則と条例の条文の組み立てになっておりますが、まだ、その内容についての告知が不足している部分があると思いますので、ぜひ、県民のさらなる理解を深めていただくよう、告知の仕方についても引き続き取り組んでいただければと思います。

「子どもの相談・救済機関の設置」につきましても、既存の相談窓口の機能を改めて県民に広報・周知を図って頂きたい。他県におけるこどもオンブズ機関の調査研究を進め、どのような体制で協力関係を構築していくべきか、鋭意、研究・検討していただければと思います。

子どもの尊厳を重んじ、全てのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送れるようにすること、これは我々の義務でもあり責任でもあると思います。ぜひ、こどもまんなか社会の実現を目指し、引き続き全庁的に必要であれば取組みについて周知し、協力関係を図っていただきますよう、よろしくお願い致します。

続きまして、報告事項です。「こども基本法及びこども大綱に基づく取組について」、こども未来部から説明をお願いします。

## ②（報告事項）「こども基本法及びこども大綱に基づく取組について」

・【資料4】「こども基本法」及び「こども大綱」に基づく取組について

説明者：こども未来部長

### 【報告事項・質疑等】

#### （玉城知事）

ただいま説明のありました「こども計画の策定」について何か質問、ご意見等ございますでしょうか。

### (小濱委員)

こども家庭庁の発足は、小児科にとっては非常に待ち望んでいるものでした。

日本小児科学会、日本小児科医会という大きな組織が長年働きかけて、やっと発足した国の組織で、こども真ん中社会ということを大きく打ち出したことで、本当に小児科、みんな喜んでおります。

日本は昭和26年に児童憲章を発刊しています。そのときにすでに「児童は人として尊ばれる」と。「日本国憲法の本質に従って児童に対する正しい観念を確立して、すべての児童の幸福をはかるためにこの憲章を定める」と高らかに述べているんですけども、残念ながら、その後の状況を見ると、年間30万を超えるところまで今、虐待件数が増えております。そして沖縄県を見ていきますと、沖縄の子供の3分の1が貧困状態である、ということもわかってきております。

このような子供にとって厳しい環境が今続いている中で、こども家庭庁ができて、今回沖縄県がこどもの権利条例を作って、子供たちのために働きかけてくださるということはうれしく思います。

沖縄県は、まだ子供の数が多のですが全国的にはかなり子供の数が減ってきて、全国の出生数、恐らく今年は70万人を切るんじゃないかと言われております。この調子で子供たちがどんどん減っていくということは、国の存続に関わるぐらいの重大な問題です。沖縄県はまだ子供たちがたくさんいる中で、その子供たちが安心して暮らせるような社会を作っていくために、ぜひ、このこども権利条例を活用して、働きかけていただければと思います。以上でございます。

### (大城委員)

2ページ、こども家庭庁資料。「意見形成支援と意見を聴く文化の醸成」に示された、子供たちの意見を表明する力に関する状況とその必要性等に関心があります。

その中の「家庭や学校、地域で日常的に意見を言い合える機会や、幼少期から意見を聴いてもらえる環境」、また、「意見や気持ちを言っていていい、表現していい」安全・安心な雰囲気づくりに、地域社会全体でその視点を共通認識し、取り組みを進めていくことは重要と思います。

その視点を本県こども計画にぜひ活かしていただくようお願いしております。以上です。

### (玉城知事)

それでは、こども未来部からコメントをどうぞ。

### (こども未来部長)

どうもありがとうございます。今般、こども計画ということで、1年かけて作っていくんですけども、今回の取り組みの特徴としては、いろんな子供の意見を反映させるというところがかなり、今回この計画の特徴になってございます。

もうすでに子供の意見聴取に関しましては、大学の授業を活用して、取り組みを始めさせていただいております。そういった取り組みの中で、将来を担っていく子供たちの意見が反映されることで、社会参画のすばらしさというか、そういったものを子供たちに感じていただきたいな、というふうに考えております。

今後とも、関係機関一丸となって取り組んでまいりますので、ご指導の方よろしくお願ひしたいと思います。

### (玉城知事あいさつ)

今年度、沖縄県は新たにこども未来部を設け、こども若者施策を積極的に展開していこうと十数年ぶりに組織再編を行い、体制を強化したところです。

こども基本法やこども大綱で示されたこども施策は、まだこどもの数が多い沖縄県においても非常に重要な施策であり、今年度、沖縄県こども計画を策定することとしております。

今日は、その子ども達の学校での調査報告書で挙げられた再発防止にも、子どもの声・教師の声をしっかり聴く体制を取ることなど、いかに個人個人の考え方や成長のあり方が社会に認められるか、その仕組みを作っていくかというのが、非常に大きなテーマであったと思います。

教育委員会、知事部局それぞれの現在の取組や今後の方向性について、委員の皆様とも共有することができたと考えております。

本件のような自死事案が二度と起こらないよう、教育委員会と知事部局が情報共有を図りながら連携して、再発防止に向けた取組を進めてまいる所存ですので、ぜひ教育委員の皆様には、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、報告事項でありました「こども計画」ですが、今後、こども達本人の声・意見、関係団体等から幅広く意見を聴取し、着実に計画を策定してまいりたいと思います。ぜひアドバイス等貴重なご意見を賜りますよう、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして「令和6年度沖縄県総合教育会議」を閉会いたします。今日のご協力ありがとうございました。